

が ん ば る 地 域



サ ポ ー ト 事 業

中津川市では、住民同士の「絆」を深めるため、創意と工夫を活かした地域づくりを行う団体に補助金を交付し、活動を支援しています。



絆づくり部門

最大 **20** 万円

1 団体につき最長 3 年間

※ 3 年間の補助金交付を確約するものではありません

- 各地域の課題解決や住みよい地域づくりにつながる活動
- 各地域の特色を活かした地域づくりにつながる活動
- 各地域づくりの進展に寄与する事業



立ち上げ部門

最大 **5** 万円

1 団体 1 回のみ

- 地域づくりを行うための団体設立事業
- NPO法人などの設立に向けた準備

※補助金は、市の予算の範囲内で交付しますので、上限を確約するものではありません

応募資格・要件

- 市内に活動拠点をもつ団体で、市内の地域づくりに取り組む団体
- 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体
- 事業の効果に公益性があり、持続性、発展性のある事業
- 市のほかの補助金の交付を受けていない事業または補助対象とならない事業

申請方法

事業を行う前年度の9月末までに要望書を提出のうえ、4月に改めて本申請を行ってください

■ 提出期限

要望書：令和6年9月30日（月）

本申請：令和7年4月1日（火）～4月25日（金）

■ 提出先

絆づくり部門：活動の主たる拠点となる地区の総合事務所または地域事務所

立ち上げ部門：地域づくり協働課

対象地域

■ 絆づくり部門

市内15地区の各地区での活動（中津西、中津南、中津東、苗木、坂本、落合、阿木、神坂、山口、坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川）またはこれらのうち複数の地区で構成される区域

■ 立ち上げ部門

上記の区域に加え、全市を一の区域とする区域

審査会

各部門および地域ごとに審査会を行い、採択の可否を決定します。
応募団体の方にプレゼンテーションを行っていただきます。

補助対象外経費

- 団体の事務所等を維持するための経費（家賃・光熱水費等）
- 団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費及び宿泊費等
- 他用途に転用可能な備品等の購入費、整備費等
- その他適当でないと認められるもの

※ただし食糧費の内、熱中症対策のための飲料水購入費は補助対象の経費とします

実績報告

事業完了後は、下記の書類を各総合事務所または各地域事務所へ提出してください
（立ち上げ部門は地域づくり協働課）

■ 提出書類

- ①完了報告書 ②事業に係る領収書の写し ③活動状況のわかる写真
- ④活動事例報告書 ⑤その他必要な書類

その他

- 年度末に予定される活動成果報告会への参加も補助条件となります。
- 実績報告として市へ提出された「活動事例報告書」はホームページなどで公開します。
- 各種様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

詳細はこちらをご覧ください⇒
（中津川市ホームページ）



【問い合わせ】

各総合事務所、各地域事務所
市役所 地域づくり協働課
TEL 66-1111（内線327）